**指名競争入札参加資格審査申請書（物品等）提出要領**

　令和７年４月１日から令和７年９月３０日までの間において、徳島市の指名競争入札に参加を希望

する業者は、つぎにより申請してください。

　資格審査の結果、資格者となりますと登録業者名簿に登載されます。（※登録により自動的に又は

直ちに指名や発注があるということではありませんので、留意して下さい。）

１　受付期間 令和７年２月１日から２月２８日まで

　　　　　　　・原則、郵送での申請を受付（令和７年２月１日から２月２８日の消印まで有効）

・やむを得ず窓口で提出する場合は、**土日、祝日を除く**午前９時から１２時及び

　午後１時から５時まで受付

２　提 出 先 　〒７７０－８５７１　徳島市幸町２丁目５番地　徳島市役所６階　契約監理課

３　申請に必要な書類及び記入方法等

(1) 指名競争入札参加資格審査申請書（別記様式第１号）　※記入例参照

　　ア　「１　希望する物品の販売、製造の請負等の種類」は、営業種目表の中から営業種目番号と営業種目及び品目コードを選んで記入してください。（※営業種目は３個まで、品目コードは希望する営業種目の中で最大５個まで記入可。品目コードは優先順位の順に左から記入。）

　　イ　「２　取扱いが可能な、販売、製造等の具体的な品目」は、営業種目表の取扱品目例を参考に、希望する営業種目別に具体的品目を記入してください。

　　ウ　「３　使用印鑑」は、使用印として登録する印鑑を押印してください。

(2) 経営規模調書（別記様式第２号）　※記入例参照

　　ア　「１　販売、製造等年間平均実績高」は、会社全体の売上を営業種目別に記入してください。

　　イ　「２　自己資本の額」は、直前第１年度分決算の貸借対照表から「純資産の部」の合計金額

　　　（「資本金」ではない）を記入してください。個人の場合は、元入金（個人事業における資産

　　　合計から負債合計を差し引いた額）を記入してください。

　　ウ　「３　従業員数」は、審査基準日（令和６年１２月１日）での人数を記入してください。

　　　　（※法人は、代表者を除き、常勤役員を含む。個人は、事業主を含む。組合は、常勤の組合

　　　役員と組合員の数。いずれの場合も非常勤役員、臨時・パート職員は除く。）

　　エ　「４　経営年数」は、審査基準日（令和６年１２月１日）までの年月を記入してください。

（※法人は、登記の「会社成立の年月日」からの年月、個人は、創業開始からの年月。）

(3) 誓　約　書（別記様式第３号）

(4) 官公署納入先及び納入実績（別に定める様式による）

　　 官公署納入先及び納入実績の様式は、物品の販売と役務の提供の２つに分かれています。物品の販売は契約金額が１００万円以上のもの（年間合計ではない）、役務の提供は５０万円以上のものを、記入例を参考にそれぞれ記入してください。紙面が足りない場合は、任意様式での提出でも可とします。

(5) 経　歴　書（別に定める様式による）

　　　会社経歴欄は、創業年月の他、創業後の組織変更、社名変更等の経歴を記入してください。

(6) 委　任　状（別に定める様式による）

　　　徳島市と契約の締結等につき、支店、営業所等に全権を委任する場合に提出してください。

　　　なお、提出された委任状については、随意契約の際にも適用します。

(7) 登記事項証明書［現在事項全部証明書］（写し可）　※法人のみ

　　　法務局発行のもの。

1. 営業（所在地）証明書（写し可）　※個人のみ

　　　申請に係る営業をしていることを証明するもので、市町村役場で発行されます。営業（所在地）

証明書のかわりに確定申告書の写しでも構いません。営業（所在地）証明書、確定申告書の写しが

提出できない場合は、営業を裏付ける書類（メーカーとの取引書や納品書等）を提出してください。

1. 身分証明書（写し可）　※個人のみ

　　　入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の証明で、

　　本籍地の市町村役場で発行されます。

(10)　納税証明書（写し可）　**※市税のみ２年分必要** 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　次の各納税証明書は、完納（納期未到来分を除く。）または未納がないことが条件です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 税 の 種 類 | 発行先 |
| 市内業者 ※１ | 法人 | 法人市民税・固定資産税　**直近２年分** ※２，３ | 徳島市役所 |
| 法人税・消費税及び地方消費税＜その３の３＞ ※６ | 徳島税務署 |
| 個人 | 市県民税・固定資産税　**直近２年分** ※３，４，５ | 徳島市役所 |
| 市外業者 | 法人 | 法人税・消費税及び地方消費税＜その３の３＞ | 所轄税務署 |
| 個人 | 申告所得税・消費税及び地方消費税＜その３の２＞ | 所轄税務署 |

※１　本店または委任先の所在地が市内にある場合。

※２　法人市民税の納税証明書は、納税状況の確認が可能な直近２年間分とします。

※３　固定資産税の納税証明書は、市内にある本店または委任先が課税されている場合のみ提出し

　　てください。

　※４　個人で、市県民税が課税されていない場合は「市県民税非課税証明書」を提出してください。

　※５　個人で、本店または委任先の所在地が市内にあり、代表者（受任者）の住所が市外にある場　　　　合は、「申告所得税・消費税及び地方消費税＜その３の２＞」を提出してください。市県民税　　　　の納税証明書は、提出の必要はありません。

※６　本店が市内にない場合は、所轄税務署で取得してください。

　⑾　印鑑証明書（原本）

　　　法　人　…　法務局発行のもの。

　　　個　人　…　市町村発行のもの。

　⑿　貸借対照表及び損益計算書（写）　※法人のみ

　　　直近２期分のもの。経営規模調書と照合。

 ⒀　製造設備機器明細書　※印刷類への登録希望者のみ

　　　印刷関係の設備機器一覧（任意様式）。

　⒁　営業に関する許可、認可等の証明書（写）

　　　申請に係る営業に関して許可、認可等が必要な業種は、これらを受けていることを証明する書

　　面の写しを提出してください。

４　注意事項

　・各種証明書は、**令和６年１２月１日以降に発行されたもの**に限ります。

　・審査基準日は、**令和６年１２月１日**とします。

・記載内容を十分御確認のうえ、早期に提出してください。もし記載内容に誤りがあった場合、訂

正や追加書類を求めることがあります。

　・持参の場合は、記載内容を説明できる方がお越しください。

　・**提出書類の受領証が必要な場合は、各自で用意してください（様式は任意）**。

・郵送で提出される方で受領証が必要な場合は、受領証及び受領証を返送するために必要な切手を貼り付けた封筒等も添付してください。

　・提出書類のファイル綴じ等は不要です。

　・書類提出後において、記載事項に変更があった場合は、直ちに変更届（別に定める様式による）

　　を提出してください。

５　環境への配慮

　　本市の登録業者となりましたら、物品やサービスの提供にあたっては、環境配慮型製品の選択、

　廃棄物の減量・リサイクルの推進などの環境に配慮した取組みに努めてくださいますようお願い

　いたします。

６　問い合わせ先　　徳島市総務部契約監理課調達担当（電話　０８８－６２１－５０５５）

**指名競争入札参加資格審査申請書（物品・役務等）提出書類一覧**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 徳　島　市

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提　出　書　類 | 備　考 |
| １ | 指名競争入札参加資格審査申請書（別記様式第１号）　　 | ○ |  |
| ２ | 経営規模調書（別記様式第２号） | ○ |  |
| ３ | 誓約書（別記様式第３号）　　　　　　　　　　　　　　 | ○ |  |
| ４ | 官公署納入先及び納入実績　 | △ |  |
| ５ | 経歴書 　 | ○ |  |
| ６ | 委任状 | △ |  |
| ７ | 登記事項証明書[現在事項全部証明書] | ○ | 写し可。 |
| ８ | 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３） | ○ | 写し可。 |
| 法人市民税・固定資産税の納税証明書　直近２年分 | △ | 市内業者のみ提出。写し可。 |
| ９ | 印鑑証明書 | ○ | 原本に限る。 |
| 10 | 貸借対照表及び損益計算書 直近２年分　　　 | ○ | 写し。 |
| 11 | 製造設備機器明細書（印刷類のみ） | △ | 任意様式。 |
| 12 | 営業に関する許可証（認可証）　　 | △ | 写し。 |

＜法人＞

　・○は必須、△は該当する場合のみ。

　・証明関係の書類の内、９以外写しの提出で可。ただし、令和６年１２月１日以降に発行したものに限る。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜個人＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提　出　書　類 |  | 備　考 |
| １ | 指名競争入札参加資格審査申請書（別記様式第１号）　　 | ○ |  |
| ２ | 経営規模調書（別記様式第２号） | ○ |  |
| ３ | 誓約書（別記様式第３号）　　　　　　　　　　　　　　 | ○ |  |
| ４ | 官公署納入先及び納入実績　 | △ |  |
| ５ | 経歴書 　 | ○ |  |
| ６ | 営業（所在地）証明書 | ○ | 写し可。または確定申告の写しでも可。 |
| ７ | 身分証明書 | ○ | 本籍地市町村役場にて発行。写し可。 |
| ８ | 市県民税・固定資産税の納税証明書　直近２年分　　　　 | △ | 市内業者のみ提出。写し可。 |
| 申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の２） | △ | 市外業者のみ提出。写し可。 |
| ９ | 印鑑証明書 | ○ | 原本に限る。 |
| 10 | 製造設備機器明細書（印刷類のみ） | △ | 任意様式。 |
| 11 | 営業に関する許可証（認可証）　　 | △ | 写し。 |

　・○は必須、△は該当する場合のみ。

　・証明関係の書類の内、９以外写しの提出で可。ただし、令和６年１２

月１日以降に発行したものに限る。